

1. 特徴

- (1) デ・マテオ交渉議長は、今回も、反対派に配慮して「テキスト」ではなく「報告書」の名称を維持したが、体裁は議長テキスト形式に改めた。
- (2) 内容としては、各国が行うべき約束の内容に関する先進国側主張と途上国側主張が併記されている。その他の論点については、香港閣僚宣言の内容と大差なく、新規加盟国問題（注:中国を含む。）を除いては、大きな対立もないため、議長案が掲げられている。

2. 各論

- (1) 対立点（ブラケットに入っている。）

【先進国側主張】

「交渉は農業・N A M A と同水準の野心レベル及び政治的意思に基づいて進める」
「各国は、原則として現行規制水準を反映し、かつ新たな市場アクセス及び内国民待遇を供与する約束を行う」

【途上国側主張】

「各国は、途上国の関心分野である自然人の移動及び越境サービスについて市場アクセスの約束を行う」

- (2) その他の点（ブラケットなし。）

- ・ 香港閣僚宣言等、これまでの文書やG A T S の原則の再確認
- ・ これまでの市場アクセス交渉の評価（ただし、議長としての評価は避けている。）
- ・ 国内規制をめぐる作業の加速化
- ・ G A T S ルール（注：セーフガード等）の交渉へのコミットメントの確認
- ・ 後発開発途上国を優遇する「L D C モダリティ」の実施メカニズムの策定
- ・ 小規模経済国の懸念への配慮
- ・ 途上国に対する「特別かつ異なる待遇」に関する検討の完了
- ・ 新規加盟国への配慮（注:ただし、分野横断的交渉の結果次第としている。）
- ・ 途上国及び後発開発途上国への技術支援の再確認

(了)